

鈴鹿市告示第50号

鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成6年鈴鹿市条例第18号）第11条、第12条第2項又は第13条の規定に基づき自転車を撤去し、及び保管したので、同条例第14条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月10日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 撤去した年月日

別紙のとおり

2 撤去し、及び保管した台数並びに整理番号

自転車 4台

整理番号 別紙のとおり

3 撤去場所及び撤去の理由

別紙のとおり

4 保管場所

鈴鹿市矢橋一丁目590番地（伊勢鉄道鈴鹿駅南高架下）

5 保管期間

告示の日から60日間

6 返還を受ける方法

（1）返還場所

保管場所と同じ

（2）返還日時

ア 月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで

イ 日曜日の午前9時から午後3時まで

（3）返還時に必要なもの

ア 引取通知書（送付された場合に限る。）

イ 撤去保管料（自転車） 1,500円／台

ウ 住所及び氏名が確認できるもの

エ 自転車の鍵

保管期間内に引取りがない場合は、鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第14条第2項及び第3項の規定により処分するので、当該放置自転車の利用者又は所有者は、保管期間内に引き取ること。

7 連絡先

(1) 保管場所

鈴鹿市矢橋一丁目590番地（伊勢鉄道鈴鹿駅南高架下）

電話 059-384-3653

(2) 鈴鹿市危機管理部交通防犯課

電話 059-382-9022

別紙

	撤去した年月日	整理番号	撤去場所	撤去理由	車体の色
1	令和7年2月2日	117	近鉄長太ノ浦駅自転車駐車場	長期間放置	あずき
2	令和7年2月2日	118	近鉄長太ノ浦駅自転車駐車場	長期間放置	黒、シルバー
3	令和7年2月2日	119	近鉄長太ノ浦駅自転車駐車場	長期間放置	黒
4	令和7年2月5日	120	近鉄白子駅東側付近	放置禁止区域	えんじ

備考 自転車の内訳

自転車 整理番号 117から120まで 計4台